

## 第 2 章 基本的事項



## 第2章 基本的事項

### 1 対象とする災害

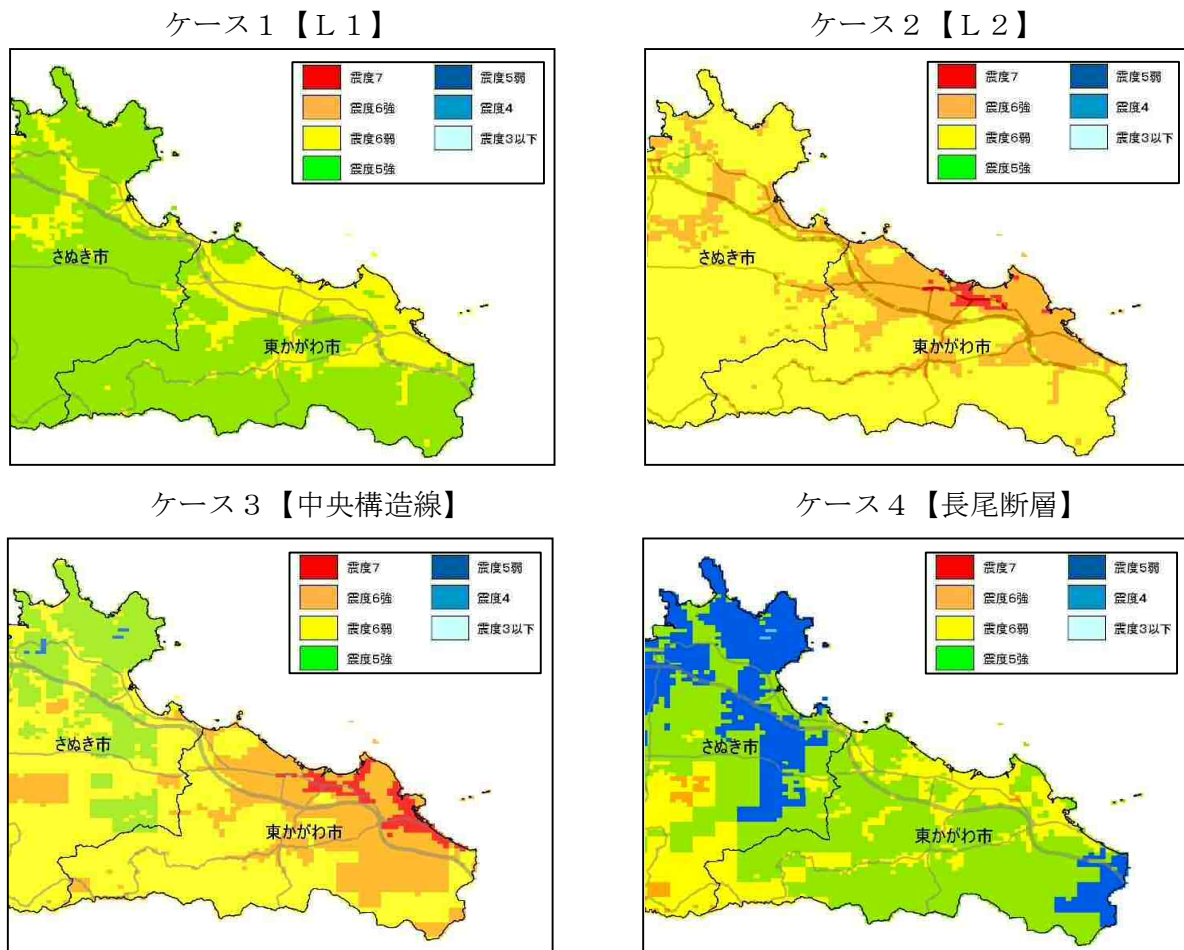
本計画で対象とする災害は地震及び風水害とし、地震については県において平成26年6月に公表された被害想定に基づくものとする。

#### 1) 地震災害

##### (1) 震度

本市の最大震度は、L1では震度6弱、L2では震度7、中央構造線では震度7、長尾断層では震度6強と想定されている。

- ◆L1：南海トラフ（発生頻度が高い）
- ◆L2：南海トラフ（最大クラス）
- ◆中央構造線
- ◆長尾断層



資料：香川県地震・津波被害想定（公表資料集）

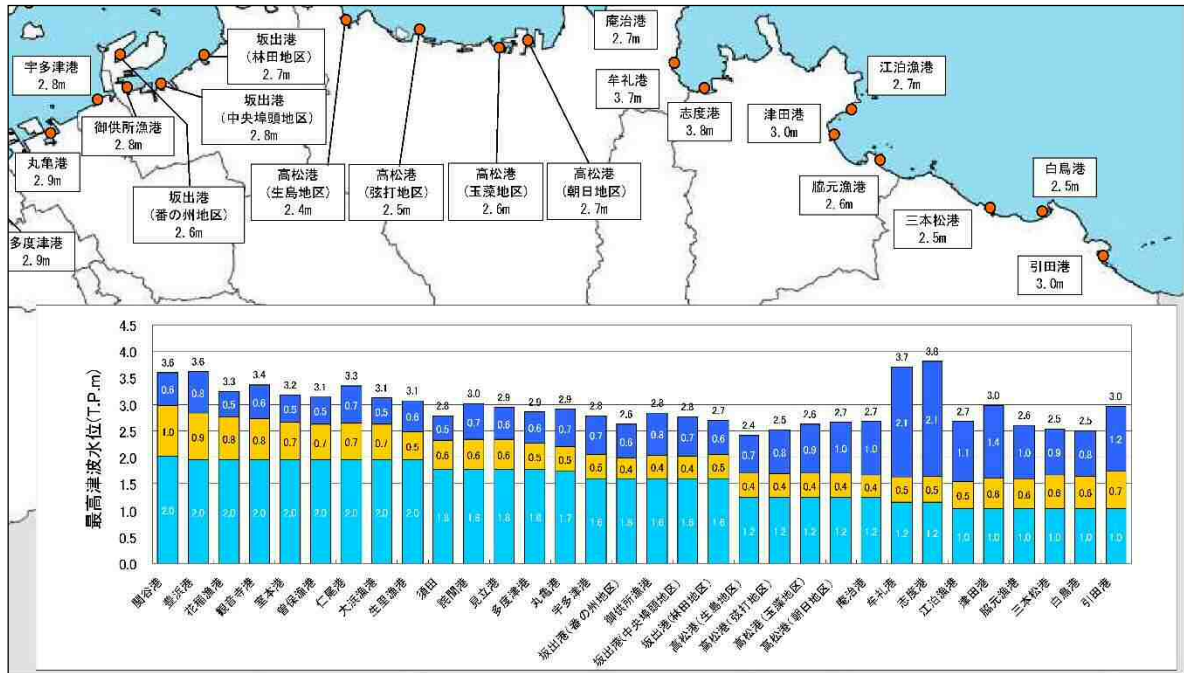
[https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir2/dir2\\_2/dir2\\_2\\_6/wpttgd150612134723.shtml](https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir2/dir2_2/dir2_2_6/wpttgd150612134723.shtml)

図 2-1-1 想定される震度分布図

## (2) 津波高

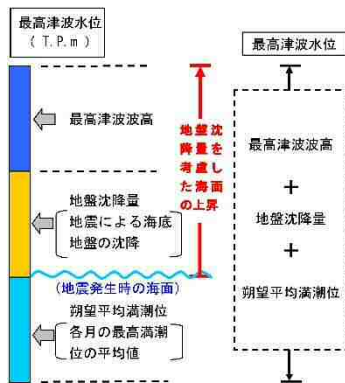
本市の最大津波高は、ケース2【L2】で3.0mと想定されている。

津波高（ケース2【L2】）



凡例  
地点名  
最高津波水位 (T.P.m)

### 最高津波水位の説明



資料：香川県地震・津波被害想定（公表資料集）

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir2/dir2\\_2/dir2\\_2\\_6/wpttgd150612134723.shtml](https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir2/dir2_2/dir2_2_6/wpttgd150612134723.shtml)

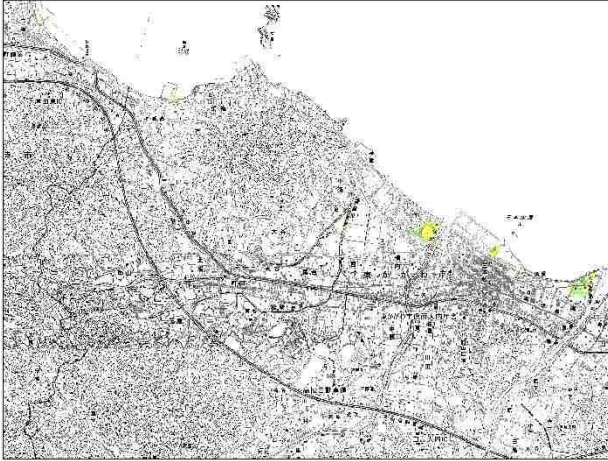
図 2-1-2 想定される最大津波高

### (3) 浸水予想

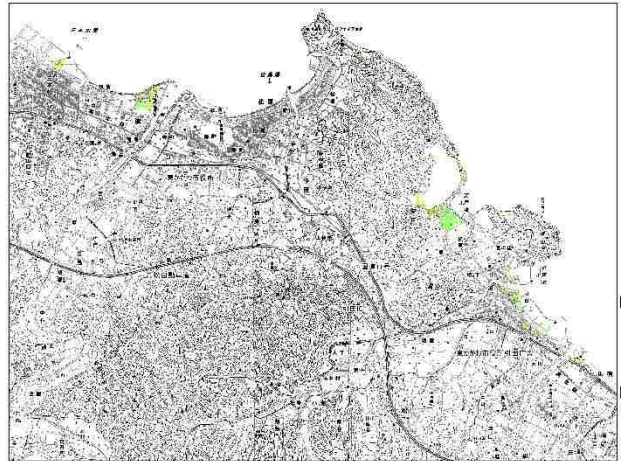
本市の津波による浸水予想区域は下図のとおりとされている。

#### ケース1【L1】

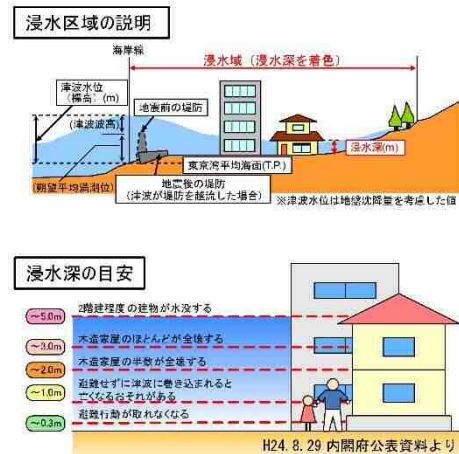
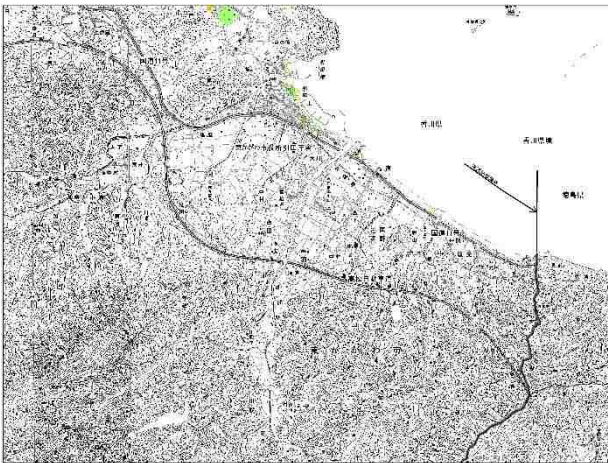
東かがわ市①



東かがわ市②



東かがわ市③



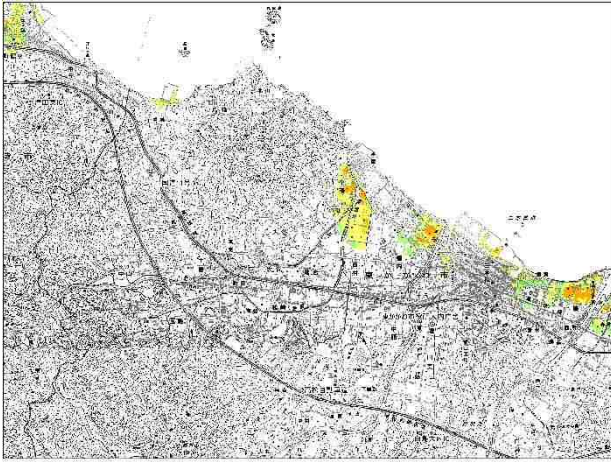
資料：香川県地震・津波被害想定（公表資料集）

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir2/dir2\\_2/dir2\\_2\\_6/wpttgd150612134723.shtml](https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir2/dir2_2/dir2_2_6/wpttgd150612134723.shtml)

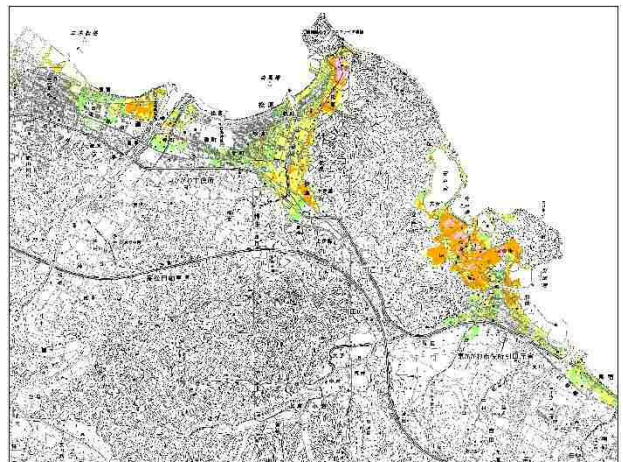
図 2-1-3 想定される津波による浸水区域ケース1【L1】

ケース2【L2】

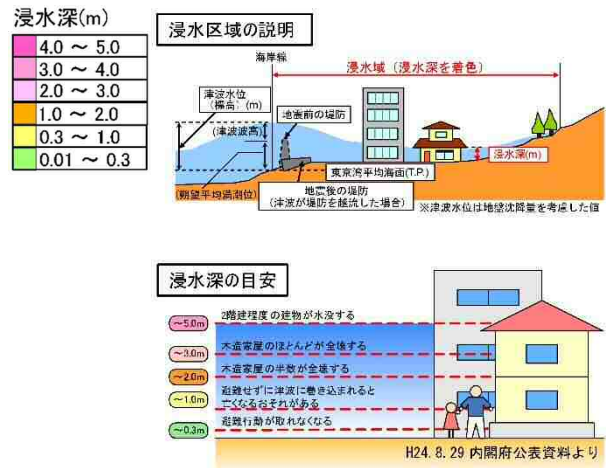
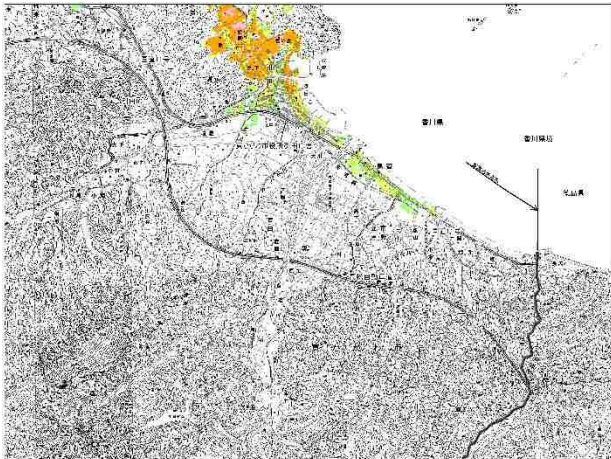
東かがわ市①



東かがわ市②



東かがわ市③



資料：香川県地震・津波被害想定（公表資料集）

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir2/dir2\\_2/dir2\\_2\\_6/wpttgd150612134723.shtml](https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir2/dir2_2/dir2_2_6/wpttgd150612134723.shtml)

図 2-1-4 想定される津波による浸水区域ケース2【L2】

(4) 適用する災害の想定

「香川県地震・津波被害想定結果一覧」に基づき適用する災害を想定し、被害予測を設定する。表 2-1-1 に本計画で想定する災害の内容（種類、震源域、規模、市内の震度、想定 of 時期）を示す。

表 2-1-1 本計画で想定する災害の内容  
【本計画で想定する災害 L1（ケース1）】

項目	内容
種類	南海トラフの発生頻度の高い地震
震源域	南海トラフ
規模	宝永Mw（モーメントマグニチュード）8.9 安政Mw（モーメントマグニチュード）8.8
市内の震度	市内の震度は5強～6弱になると予想され、山地では震度5強、海岸部の一部で6弱と予想される。
想定 of 時期	冬季の夕刻

【本計画で想定する災害 L2（ケース2）】

項目	内容
種類	南海トラフの最大クラスの地震
震源域	南海トラフ
規模	地震Mw（モーメントマグニチュード）9.0 津波Mw（モーメントマグニチュード）9.1
市内の震度	市内の震度は6弱～7になると予想され、山地では震度6弱、海岸部の一部で7と予想される。
想定 of 時期	冬季の夕刻

【本計画で想定する災害（ケース3）】

項目	内容
種類	中央構造線で発生する地震
震源域	中央構造線
規模	M（マグニチュード）8.0
市内の震度	市内の震度は、6弱～7になると予測され、広い範囲で震度6強と予想される。
想定 of 時期	冬季の夕刻

【本計画で想定する災害（ケース4）】

項目	内容
種類	長尾断層で発生する地震
震源域	長尾断層
規模	M（マグニチュード）7.1
市内の震度	市内の震度は、5弱～6強になると予測され、広い範囲で震度5強と予想される。
想定 of 時期	冬季の夕刻

資料：香川県地震・津波被害想定結果一覧

(5) 被害想定概要

本市の被害想定概要を表 2-1-2 に示す。

表 2-1-2 地震による被害想定概要

(単位：棟)

想定項目		ケース 1 <sup>※1</sup>	ケース 2 <sup>※2</sup>	ケース 3 <sup>※3</sup>	ケース 4 <sup>※4</sup>
		南海トラフ		中央構造線	長尾断層
		L 1	L 2		
建物被害 (全壊)	揺れ	290	3,300	3,500	60
	液状化	130	130	200	150
	津波	* <sup>※6</sup>	40	-	-
	急傾斜地 崩壊	* <sup>※6</sup>	10	10	* <sup>※6</sup>
	地震 火災	* <sup>※6</sup>	1,000	890	* <sup>※6</sup>
	合計	420	4,500 (4,480) <sup>※5</sup>	4,600	210

※1 南海トラフ（発生頻度が高い）の地震・津波による被害一覧（市町別）

※2 南海トラフ（最大クラス）の地震・津波による被害一覧（市町別）

※3 中央構造線の地震・津波による被害一覧（市町別）

※4 長尾断層の地震による被害一覧（市町別）

※5 表中の（ ）は香川県地震・津波被害想定合計が異なるため正を表示している。

※6 \*は少ないが被害がある。-は該当なし。



(6) ライフライン等の被害数の推移

①南海トラフの発生頻度の高い地震（L1）

南海トラフ L1は、震度5強～6弱の揺れ、沿岸域に津波の浸水を受けるが、比較的規模が小さいため、建物倒壊、人的被害、避難者等、被害を受ける範囲は集中しているとされている。

表 2-1-3 ライフライン等の被害数の推移（1/4）

南海トラフ L1 発生頻度が高い（ケース1）								
上水道	単位	供給人口	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1カ月後	参考※1
断水人口	人	32,000	23,000	10,000	7,400	5,400	2,300	1,900
断水率	%	-	72	32	23	17	7	
復旧率	%	-	0	61	75	84	98	
下水道	単位	下水道 処理人口	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1カ月後	参考※1
機能支障人口	人	7,200	340	320	260	200	*※2	*※2
機能支障率	%	-	5	4	4	3	*※2	
復旧率	%	-	0	6	24	42	100	
電力	単位	電灯軒数	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1カ月後	参考※1
停電軒数	軒	20,000	19,000	5,300	920	540	540	540
停電率	%	-	97	26	5	3	3	
復旧率	%	-	0	75	98	100	100	
固定電話	単位	固定電話 の回線数	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1カ月後	参考※1
不通回線数	回線	9,700	8,300	2,100	260	100	100	100
不通回線率	%	-	86	22	3	1	1	
復旧率	%		0	76	98	100	100	
避難者数	単位	当日・1日後※3			1週間後※3		1カ月後	参考※1
避難所避難者	人	1,800			1,200		800	
避難所外 避難者	人	1,200			880		1,900	
避難者合計	人	3,100 (3,000)			2,100 (2,080)		2,700	

※1 ライフラインの被害数のうち、今回の対象期間内での仮復旧が困難である、津波浸水、火災、急傾斜地崩壊による被害区域における被害数を示す。

※2 表中の\*はわずかである。

※3 表中の（ ）は香川県地震・津波被害想定合計が異なるため正を表示している。

資料：香川県地震・津波被害想定ライフライン被害想定

## ②南海トラフの最大クラスの地震（L2）

南海トラフ L2は、震度6弱～7の強い揺れ、沿岸域に広域的な津波の浸水を受けるため、建物倒壊、人的被害、避難者等、被害を受ける規模が大きく、また県内全域に広く及んでいるとされている。

表 2-1-4 ライフライン等の被害数の推移（2/4）

南海トラフ L2 最大クラス（ケース2）									
上水道	単位	供給人口	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1カ月後	参考 <sup>※1</sup>	
断水人口	人	32,000	29,000	25,000	23,000	21,000	14,000	12,000	
断水率	%	-	92	79	72	65	43		
復旧率	%	-	0	23	37	49	90		
下水道	単位	下水道 処理人口	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1カ月後	参考 <sup>※1</sup>	
機能支障人口	人	7,200	840	840	720	630	10	10	
機能支障率	%	-	12	12	10	9	* <sup>※2</sup>		
復旧率	%	-	0	0	14	25	100		
電力	単位	電灯軒数	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1カ月後	参考 <sup>※1</sup>	
停電軒数	軒	20,000	20,000	13,000	6,100	4,200	3,900	3,900	
停電率	%	-	100	66	31	21	19		
復旧率	%	-	0	41	85	98	100		
固定電話	単位	固定電話 の回線数	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1カ月後	参考 <sup>※1</sup>	
不通回線数	回線	9,700	7,600	5,000	2,300	1,600	1,400	1,400	
不通回線率	%	-	78	51	23	16	15		
復旧率	%		0	41	86	98	100		
避難者数	単位	当日・1日後 <sup>※3</sup>			1週間後		1カ月後 <sup>※3</sup>		参考 <sup>※1</sup>
避難所避難者	人	7,100			6,400		4,400		
避難所外 避難者	人	4,700			2,500		10,000		
避難者合計	人	12,000 (11,800)			8,900		15,000 (14,400)		

※1 ライフラインの被害数のうち、今回の対象期間内での仮復旧が困難である、津波浸水、火災、急傾斜地崩壊による被害区域における被害数を示す。

※2 表中の\*はわずかである。

※3 表中の（ ）は香川県地震・津波被害想定合計が異なるため正を表示している。

資料：香川県地震・津波被害想定ライフライン被害想定

### ③中央構造線で発生する地震

中央構造線は、震度6弱～7の揺れが分布しており、島嶼部を除く地域で震度6強の強い揺れが広く分布しているため、建物倒壊、人的被害、避難者等、被害を受ける規模が大きく、また県内全域に広く及んでいるとされている。

表 2-1-5 ライフライン等の被害数の推移（3/4）

中央構造線（ケース3）								
上水道	単位	供給人口	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1カ月後	参考※ <sup>1</sup>
断水人口	人	32,000	29,000	25,000	22,000	19,000	7,300	3,900
断水率	%	-	92	78	69	60	23	
復旧率	%	-	0	18	28	40	87	
下水道	単位	下水道 処理人口	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1カ月後	参考※ <sup>1</sup>
機能支障人口	人	7,200	800	800	710	640	120	120
機能支障率	%	-	11	11	10	9	2	
復旧率	%	-	0	*	13	24	100	
電力	単位	電灯軒数	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1カ月後	参考※ <sup>1</sup>
停電軒数	軒	20,000	20,000	13,000	4,500	2,100	1,600	1,600
停電率	%	-	100	64	22	10	8	
復旧率	%	-	0	40	84	97	100	
固定電話	単位	固定電話 の回線数	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1カ月後	参考※ <sup>1</sup>
不通回線数	回線	9,700	9,400	5,900	1,900	750	520	520
不通回線率	%	-	97	61	20	8	5	
復旧率	%	-	0	39	84	97	100	
避難者数	単位	当日・1日後			1週間後		1か月後	参考※ <sup>1</sup>
避難所避難者	人	3,300			4,500		2,900	
避難所外 避難者	人	2,200			4,500		6,700	
避難者合計	人	5,500			9,000		9,600	

※1 ライフラインの被害数のうち、今回の対象期間内での仮復旧が困難である、津波浸水、火災、急傾斜地崩壊による被害区域における被害数を示す。

※2 表中の\*はわずかである。

資料：香川県地震・津波被害想定ライフライン被害想定

#### ④長尾断層で発生する地震

長尾断層は、震度5弱～6強の揺れが分布しているが、建物倒壊、人的被害、避難者等、被害を受ける範囲は想定断層付近の市町に集中している。

表 2-1-6 ライフライン等の被害数の推移（4/4）

長尾断層（ケース4）								
上水道	単位	供給人口	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1カ月後	参考 <sup>※1</sup>
断水人口	人	32,000	14,000	3,300	1,900	980	90	40
断水率	%	-	43	10	6	3	* <sup>※2</sup>	
復旧率	%	-	0	77	86	93	99	
下水道	単位	下水道 処理人口	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1カ月後	参考 <sup>※1</sup>
機能支障人口	人	7,200	220	220	130	60	0	
機能支障率	%	-	3	3	2	* <sup>※2</sup>	0	
復旧率	%	-	0	0	40	70	100	
電力	単位	電灯軒数	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1カ月後	参考 <sup>※1</sup>
停電軒数	軒	20,000	9,800	1,800	130	70	70	70
停電率	%	-	49	9	* <sup>※2</sup>	* <sup>※2</sup>	* <sup>※2</sup>	
復旧率	%	-	0	82	99	100	100	
固定電話	単位	固定電話 の回線数	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1カ月後	参考 <sup>※1</sup>
不通回線数	回線	9,700	4,700	830	30	* <sup>※2</sup>	* <sup>※2</sup>	* <sup>※2</sup>
不通回線率	%	-	48	9	* <sup>※2</sup>	* <sup>※2</sup>	* <sup>※2</sup>	
復旧率	%		0	82	99	100	100	
避難者数	単位	当日・1日後			1週間後 <sup>※3</sup>		1カ月後	参考 <sup>※1</sup>
避難所避難者	人	180			250		90	
避難所外 避難者	人	120			250		220	
避難者合計	人	300			510 (500)		310	

※1 ライフラインの被害数のうち、今回の対象期間内での仮復旧が困難である、津波浸水、火災、急傾斜地崩壊による被害区域における被害数を示す。

※2 表中の\*はわずかである。

※3 表中の（ ）は香川県地震・津波被害想定合計が異なるため正を表示している。

資料：香川県地震・津波被害想定ライフライン被害想定

## 2) 風水害

風水害は、地震災害のように災害の規模や被害を想定することができないため、過去、最も被害の大きかった平成16年台風23号の被害状況を本計画の被害想定とする。

### (1) 風水害の概要

平成16年台風23号は、平成16年10月20日に記録的な豪雨により土砂災害や河川の氾濫等を引き起こした。最大時間雨量は、20日14時から15時に日下峠で116mmを記録した。

風水害の被害想定を表2-1-7に示す。

表 2-1-7 風水害による被害想定概要

	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
東かがわ市	12棟	7棟	73棟	489棟	1,064棟

資料：平成16年台風23号に関する被害について 香川県総務部危機管理課

## 2 対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、災害の発生により特に平常時と異なる対応が必要と思われる次のもの（以下「災害廃棄物」という。）とする。対象とする廃棄物を表 2-2-1 に示す。

表 2-2-1 対象とする廃棄物

災害によって発生する廃棄物（災害廃棄物）

種類	内容	担当課	詳細ページ
①木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など	環境衛生課	P4-4、P4-5
②コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど	環境衛生課	P4-4、P4-5
③金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	環境衛生課	P4-4、P4-5
④可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物	環境衛生課	P4-4、P4-5
⑤不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	環境衛生課	P4-4、P4-5
⑥腐敗性廃棄物	昼や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など	環境衛生課	P4-88
⑦津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	環境衛生課 建設課 農林水産課	P4-5、 P4-87
⑧廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	環境衛生課	P4-44、 P4-79
⑨廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	環境衛生課	P4-79
⑩廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶	環境衛生課	P4-81
⑪有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等	環境衛生課	P4-73
⑫その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど	環境衛生課	P4-71

被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

種類	内容	担当課	詳細ページ
①生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	環境衛生課	P4-109
②避難者ごみ	避難所から排出される生活ごみなど	環境衛生課	P4-109
③し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿	環境衛生課	P4-90

資料：災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成 30 年 3 月）

### 3 処理すべき業務と優先順位

#### 1) 処理すべき業務（分掌事務）

東かがわ市市民部環境衛生課が行う分掌事務を表 2-3-1 に、東かがわ市災害対策本部各部各班の分掌事務を表 2-3-2～表 2-3-9 に示す。

表 2-3-1 東かがわ市市民部環境衛生課分掌事務及び内容

部 [責任者]	班 [責任者]	班員	分掌事務	○は本計画 関連
市民部 [市民部長]	環境衛生課長 [環境衛生課長]	環境衛生課	1. 一般廃棄物の収集、運搬、処分に関する事 2. 災害廃棄物の処理に関する事 3. 遺体の処置、埋火葬に関する事 4. し尿、汚水等の汲み取りに関する事 5. 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事 6. 臨時のごみ集積場の確保に関する事 7. 防疫に関する事（消毒剤の配布） 8. 仮設トイレに関する事 9. 愛玩動物に関する事 10. 他班の応援に関する事	○ ○  ○ ○  ○  ○
分掌事務内容（本計画関連）				
1. 一般廃棄物の収集、運搬、処分に関する事		1 処理体制		○
2. 災害廃棄物の処理に関する事		2 処理方法		○
4. し尿、汚水等の汲み取りに関する事		1 処理体制 2 処理方法		○ ○
5. 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事		1 土砂災害対策 2 被災建築物等への対応 3 高潮、波浪等の対策 4 環境汚染への対策		○ ○ ○ ○
6. 臨時のごみ集積場の確保に関する事				
8. 仮設トイレ、ふろの設置に関する事				

資料：東かがわ市地域防災計画【地震・津波対策編】令和2年12月

表 2-3-2 東かがわ市災害対策本部各部各班の分掌事務（1/8）

部 [責任者]	班 [責任者]	班員	分掌事務
総務部 [総務部長]	危機管理班 [危機管理課長]	危機管理課 総務課 (秘書・人事グループ)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部の設置及び解散、会議に関する事</li> <li>2. 本部長の命令及び指示の伝達に関する事</li> <li>3. 県本部及び市防災会議との連絡に関する事</li> <li>4. 各部及び部内各班との連絡調整に関する事</li> <li>5. 避難の勧告等に関する事</li> <li>6. 自衛隊派遣要請及び受入調整に関する事</li> <li>7. 県・他市町・その他関係機関等への報告及び要望・要請に関する事</li> <li>8. 警察・消防本部との連絡に関する事</li> <li>9. 消防団との連絡調整に関する事</li> <li>10. 災害応急対策の総括及び調整に関する事</li> <li>11. 職員の動員及び調整に関する事</li> <li>12. 被害調査の総括に関する事</li> <li>13. 被災者に関する事（り災証明を含む。）</li> <li>14. 災害時における交通対策に関する事</li> <li>15. 行方不明者の捜索に関する事</li> <li>16. 自主防災組織に関する事</li> <li>17. その他他の部に属さないこと</li> </ol>
	総務班 [総務課長]	総務課 (庶務・広報グループ)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民に対する広報・情報の伝達に関する事</li> <li>2. 報道機関への対応（情報提供等）その他広報活動に関する事</li> <li>3. 食料の総合的調整に関する事</li> <li>4. 漂流物、拾得物に関する事</li> <li>5. 物品の購入保管、調達及び出納に関する事</li> <li>6. 帰宅困難者に関する事</li> <li>7. 他班の応援に関する事</li> </ol>
	財務班 [財務課長]	財務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害状況、災害応急対策実施状況に関する情報収集、取りまとめ、発信及びその統括に関する事</li> <li>2. 災害の応急費・復旧費その他災害関係の予算及び財政措置に関する事</li> <li>3. 電子計算システム、ネットワークおよびIP告知放送端末の災害応急対策に関する事</li> <li>4. 連絡用自動車の配車に関する事</li> <li>5. 被害調査の集計に関する事</li> <li>6. 他班の応援に関する事</li> </ol>



表 2-3-3 東かがわ市災害対策本部各部各班の分掌事務（2/8）

部 [責任者]	班 [責任者]	班員	分掌事務
総務部 [総務部長]	税務班 [税務課長]	税務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関する事</li> <li>2. 市税減免に関する事</li> <li>3. 被災証明に関する事</li> <li>4. 総務部内の食料の調達に関する事</li> <li>5. 他班の応援に関する事</li> </ol>
	人権推進班 [人権推進課長]	人権推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所の開設・閉鎖及び被災者の避難収容・対応に関する事</li> <li>2. 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事</li> <li>3. 応援炊出しに関する事</li> <li>4. 他班の応援に関する事</li> </ol>
	地域創生班 [地域創生課長]	地域創生課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商工業関係団体との連絡調整及び協力要請に関する事</li> <li>2. 商工業関係等に対する災害応急対策及び災害調査並びに復旧計画に関する事</li> <li>3. 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事</li> <li>4. 工業団地への避難時の企業との連絡調整に関する事</li> <li>5. 観光及び旅行関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>6. 観光客に対する災害応急対策に関する事</li> <li>7. 商工業に対する被災証明に関する事</li> <li>8. 排水対策に関する事</li> <li>9. 飲料水の供給に関する事</li> <li>10. 帰宅困難者に関する事</li> <li>11. 入浴施設の調整に関する事</li> <li>12. 他班の応援に関する事</li> </ol>
	議会事務班 [議会事務局長]	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市議員との連絡に関する事</li> <li>2. 被害状況、災害応急対策実施状況等に関する情報の収集、取りまとめ及び発信に関する事</li> <li>3. 他班の応援に関する事</li> </ol>
	会計班 [会計管理者]	会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害状況、災害応急対策実施状況等に関する情報の収集、取りまとめ及び発信に関する事</li> <li>2. 義援金の受入に関する事</li> <li>3. 災害時における出納事務に関する事</li> <li>4. 他班の応援に関する事</li> </ol>

表 2-3-4 東かがわ市災害対策本部各部各班の分掌事務（3/8）

部 [責任者]	班 [責任者]	班員	分掌事務
総務部 [総務部長]	監査委員事務班 [監査委員事務局長]	監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害応急対策用資材等の緊急調達に関する事</li> <li>2. 他班の応援に関する事</li> </ol>
市民部 [市民部長]	市民班 [市民課長]	市民課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民からの照会、問い合わせ、要請等への窓口対応に関する事</li> <li>2. 来庁者の避難誘導、保護安全対策に関する事</li> <li>3. 指定避難所の開設・閉鎖及び被災者の避難収容・対応に関する事</li> <li>4. 被害調査の取りまとめに関する事</li> <li>5. 他班の応援に関する事</li> </ol>
	福祉班 [福祉課長]	福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関する事</li> <li>2. 指定避難所及び福祉避難所の開設・閉鎖及び被災者の避難収容・対応及びその総括に関する事</li> <li>3. 要配慮者に関する事</li> <li>4. 日本赤十字社との連絡調整に関する事</li> <li>5. 民生委員等社会福祉団体との連絡及び協力要請に関する事</li> <li>6. ボランティア活動（東かがわ市社会福祉協議会との連絡調整を含む）に関する事</li> <li>7. 義援金の配分に関する事</li> <li>8. 救援物資の調達、配分に関する事</li> <li>9. 災害救護資金の貸付けに関する事</li> <li>10. 代替住宅・応急仮設住宅に関する事</li> <li>11. 応援炊出しに関する事</li> <li>12. 遺体の収容及び検案に関する事</li> <li>13. 防疫に関する事</li> <li>14. 所管する施設（指定避難所含む）の被害状況の調査及び応急対策に関する事</li> <li>15. 部内各班の総括及び連絡調整に関する事</li> <li>16. 他班の応援に関する事</li> </ol>

表 2-3-5 東かがわ市災害対策本部各部各班の分掌事務（4/8）

部 [責任者]	班 [責任者]	班員	分掌事務
市民部 [市民部長]	保健班 [保健課長]	保健課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指定避難所の開設・閉鎖及び被災者の避難収容・対応に関すること</li> <li>2. 医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること</li> <li>3. 感染症患者の収容及び防疫に関すること</li> <li>4. 救護班派遣及び応急救護所の設置に関すること</li> <li>5. 被災者の応急救護に関すること</li> <li>6. 被災者の健康・栄養指導に関すること</li> <li>7. 被災者の精神保健に関すること</li> <li>8. 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡・調整に関する こと（遺体の処置含む）</li> <li>9. 食品衛生の指導に関すること</li> <li>10. 応援炊出しに関すること</li> <li>11. 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること</li> <li>12. 他班の応援に関すること</li> </ol>
	環境衛生班 [環境衛生課長]	環境衛生課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般廃棄物の収集、運搬、処分に関すること</li> <li>2. 災害廃棄物の処理に関すること</li> <li>3. 遺体の処置、埋火葬に関すること</li> <li>4. し尿、汚水等の汲み取りに関すること</li> <li>5. 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること</li> <li>6. 臨時のゴミ集積場の確保に関すること</li> <li>7. 防疫に関すること（消毒剤の配布）</li> <li>8. 仮設トイレに関すること</li> <li>9. 愛玩動物に関すること</li> <li>10. 他班の応援に関すること</li> </ol>
	介護保険班 [介護保険課長]	介護保険課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指定避難所の開設・閉鎖及び被災者の避難収容・対応に関すること</li> <li>2. 高齢者の安全確保対策及び避難に関すること</li> <li>3. 介護福祉老人施設との連絡調整に関すること</li> <li>4. 防疫に関すること</li> <li>5. 応援炊出しに関すること</li> <li>6. 他班の応援に関すること</li> </ol>

表 2-3-6 東かがわ市災害対策本部各部各班の分掌事務（5/8）

部 [責任者]	班 [責任者]	班員	分掌事務
事業部 [事業部長]	農林水産班 [農林水産課長]	農林水産課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業部関係の被害状況、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関する事</li> <li>2. 農林水産施設等に対する災害応急対策及び災害調査（り災証明）並びに復旧計画に関する事</li> <li>3. 漁港施設の災害応急対策に関する事</li> <li>4. 排水対策に関する事</li> <li>5. 農業・漁業関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>6. 家畜伝染病の予防防疫に関する事</li> <li>7. 山林関係の被害調査に関する事</li> <li>8. 災害対策のための労働力の確保に関する事</li> <li>9. 災害対策用船舶の確保に関する事</li> <li>10. その他農林災害対策に関する事</li> <li>11. 事業部内の食料の調達に関する事</li> <li>12. 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事</li> <li>13. 他班の応援に関する事</li> </ol>

表 2-3-7 東かがわ市災害対策本部各部各班の分掌事務（6/8）

部 [責任者]	班 [責任者]	班員	分掌事務
事業部 [事業部長]	建設班 [建設課長]	建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土木施設等の災害応急対策及び災害調査並びに復旧計画に関すること</li> <li>2. 道路及び橋梁の災害対策に関すること</li> <li>3. 河川、海岸、ダム等の災害応急対策に関すること</li> <li>4. 港湾施設の災害応急対策に関すること</li> <li>5. 都市施設の災害応急対策に関すること</li> <li>6. 交通安全施設の災害応急対策に関すること</li> <li>7. 交通管理者との連絡調整に関すること</li> <li>8. 公共土木施設の水防の統括に関すること</li> <li>9. 緊急海運施設の確保に関すること</li> <li>10. 緊急輸送路の確保に関すること</li> <li>11. 建設業協会への協力要請に関すること</li> <li>12. 住宅地から道路まで搬出された土砂の仮置場までの運搬及びその処分に関すること</li> <li>13. 市営住宅の応急修理及び被害調査</li> <li>14. 応急仮設住宅建設に関すること</li> <li>15. 被災住宅の応急修理に関すること</li> <li>16. 被災住宅の応急危険度判定に関すること</li> <li>17. 建築用資材の調達及び斡旋に関すること</li> <li>18. 砂防施設の災害対策に関すること</li> <li>19. 山崩れ、崖崩れ等の災害対策に関すること</li> <li>20. 港湾区域の高潮対策に関すること</li> <li>21. ダムについての情報に関すること</li> <li>22. 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること</li> <li>23. 部内各班の総括及び連絡調整に関すること</li> <li>24. 他班の応援に関すること</li> </ol>

表 2-3-8 東かがわ市災害対策本部各部各班の分掌事務（7/8）

部 [責任者]	班 [責任者]	班員	分掌事務
事業部 [事業部長]	上下水道班 [上下水道課長]	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 排水対策の総括に関する事</li> <li>2. 飲料水の供給に関する事</li> <li>3. 上下水道の広報に関する事</li> <li>4. 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事</li> <li>5. 下水道の修理復旧に関する事</li> <li>6. 下水道工事業者への協力要請に関する事</li> <li>7. 簡易水道に関する事</li> <li>8. 他班の応援に関する事</li> </ol>
教育部 [教育長]	学校教育班 [学校教育課長]	学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会関係の被害情報及び災害応急対策実施状況等の取りまとめに関する事</li> <li>2. 児童・生徒の安全確保対策及び避難に関する事</li> <li>3. 児童・生徒の保健、衛生管理に関する事</li> <li>4. 児童・生徒の教育対策に関する事</li> <li>5. 児童・生徒の就学援助に関する事</li> <li>6. 児童・生徒の被害状況の調査に関する事</li> <li>7. P T A等教育関係団体の協力要請に関する事</li> <li>8. 教育関係救助見舞金品等の受付及び配布に関する事</li> <li>9. 教材教具の調達、指導に関する事</li> <li>10. 学校給食対策に関する事</li> <li>11. 指定避難者等に関する炊出しに関する事</li> <li>12. 指定避難所の開設・閉鎖及び被災者の避難収容・対応・食料調達に関する事</li> <li>13. 部内各班の総括及び連絡調整に関する事</li> <li>14. 他班の応援に関する事</li> </ol>

表 2-3-9 東かがわ市災害対策本部各部各班の分掌事務（8/8）

部 [責任者]	班 [責任者]	班員	分掌事務
教育部 [教育長]	生涯学習班 [生涯学習課長]	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指定避難所の開設・閉鎖及び被災者の避難収容・対応に関すること</li> <li>2. 文化財の被害調査及び保全に関すること</li> <li>3. 社会教育関係施設の災害応急対策及び被害調査に関すること</li> <li>4. 社会教育関係団体及び体育関係団体との連絡調整に関すること</li> <li>5. 他班の応援に関すること</li> </ol>
	子育て支援班 [子育て支援課長]	子育て支援課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指定避難所の開設・閉鎖及び被災者の避難収容・対応に関すること</li> <li>2. 乳幼児の安全確保対策及び避難に関すること</li> <li>3. 所管する施設の利用者の安全確保対策及び避難に関すること</li> <li>4. 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること</li> <li>5. 応援炊出しに関すること</li> <li>6. 他班の応援に関すること</li> </ol>
消防団 [消防団長]	消防団 [方面隊長]	消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人命の保護及び救助に関すること</li> <li>2. 消防、水防その他の防災活動に関すること</li> <li>3. 災害情報の収集に関すること</li> <li>4. 危険箇所の警戒、防御に関すること</li> <li>5. 遺体の捜索に関すること</li> <li>6. 市民の避難及び立退き指示に関すること</li> <li>7. 被災地の警備に関すること</li> </ol>

備考) 本表に記載されていない事項の分担はその都度本部長が定めるものとする。

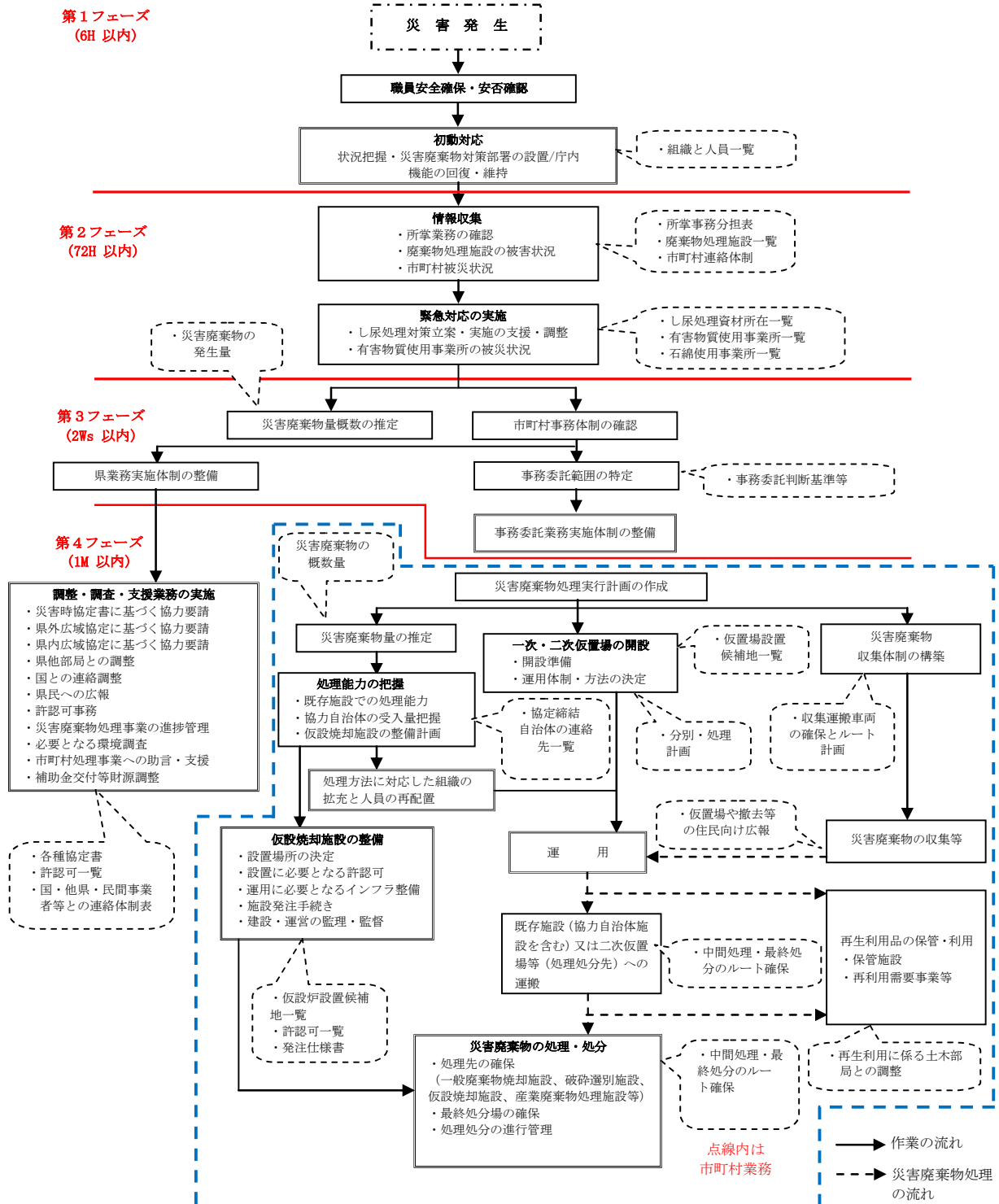
状況によりその都度班員編成は一部変更する。

各出先機関は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び災害応急対策に必要な事項を、速やかに本部に報告するとともに、本部の指示に従い、災害応急対策に従事する。

資料：東かがわ市地域防災計画【地震・津波対策編】（令和2年12月）P3-4-P3-11

## 2) 災害廃棄物処理対応フロー

災害廃棄物処理において段階ごとに行う業務を、図 2-3-1 及び図 2-3-2 に示す。  
また、段階ごとの実施検討内容を表 2-3-10 から表 2-3-13 に示す。



資料：高知県災害廃棄物処理計画 市町村災害廃棄物処理計画策定の手引き (平成 26 年 9 月) P6

図 2-3-1 発災後の災害廃棄物処理業務のながれ (例)



フェーズ	分類			
<div style="text-align: center;">災害発生</div> <div style="text-align: center;">～12時間 (水害の場合は発災前から実施)</div>	1. 安全及び組織体制の確保	2. 被害情報の収集・処理方針の判断	3. 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保	4. 災害廃棄物の処理体制の確保
	①身の安全の確保 ②通信手段の確保 ③安否情報・参集状況の確認※ ④災害時組織体制への移行			
<div style="text-align: center;">～24時間</div>	※委託業者、許可業者の確認も含む	①被害状況の確認及び都道府県への連絡 ②翌日以降の廃棄物処理の可否の判断		①仮置場の確保
<div style="text-align: center;">～3日</div>		③災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集  ④被災状況の把握と支援要否の判断 ⑤被災状況に応じた支援要請	①-1生活ごみ、避難所ごみの収集運搬体制の確保 ①-2し尿の収集運搬体制の確保 ②住民・ボランティアへの周知  ③収集運搬の実施	②災害廃棄物の回収方法の検討 ③収集運搬車両・資機材・人員の確保 ④住民・ボランティアへの周知  ④仮置場の設置・管理・運営

資料：災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き 令和2年2月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室 一部加筆修正

図 2-3-2 初動対応のながれ（案）

表 2-3-10 平時の実施検討内容

実施検討事項	班		実施検討内容
組織体制の整備	各班		本計画・防災行動マニュアルの見直し、必要人数・担当業務の検討
情報収集・連絡の検討	各班		国・県・他都市・民間事業者団体等との情報連絡体制の確保、職員・所管施設等の連絡体制の充実
関係機関との連携・協力体制の構築	災害廃棄物対策	環境衛生課	とりまとめ、国・県調整
		し尿収集	し尿収集運搬業者との協定
	ごみ処理	ごみ処分	仮置場関連協定（一般廃棄物処理業者、建設業者、レンタル業者） 仮置場関連協定（産業廃棄物処理業者）、産廃排出事業者BCP策定啓発
		ごみ収集	収集運搬委託業者との協定
訓練・研修	災害廃棄物対策	環境衛生課	国・県や災对本部連携訓練、本計画の職員への周知、研修会の開催等
		し尿収集	し尿収集訓練、仮設トイレ設置想定訓練
	ごみ処理	ごみ処分	東部溶融CC及び大内CC被災状況確認訓練、仮置場設置運営訓練等
		ごみ収集	被災時収集運搬訓練等
災害廃棄物発生量等の推計、処理スケジュール、処理フローの検討	各班		本計画の見直し
仮置場設置・運営	災害廃棄物対策	環境衛生課	候補地の選定、仮設処理施設に係る条例改定、全体調整
	ごみ処理	ごみ処分	設置・運営マニュアルの作成、配置計画検討 仮置場搬出方法の検討
		ごみ収集	仮置場搬入方法の検討
災害廃棄物等の処理	災害廃棄物対策	環境衛生課	市内業務関係資材備蓄、全体把握
		し尿収集	し尿関係資材、災害用トイレ備蓄の把握、し尿収集・仮設トイレ設置手続きの検討
	ごみ処理	ごみ処分	東部溶融CC被災時継続運転用備蓄、仮置場関係資材備蓄、東部溶融CC及び大内CC災害対策機能強化、一般廃棄物処理業者・東部溶融CC及び大内CC運営・仮置場運営手続きの検討、申請フロー・様式作成 産廃処理施設で処理するための手続きの検討
		ごみ収集	収集運搬車両のリスト化・整備、資機材備蓄、避難所ごみ関係資材備蓄、委託業者ほか収集運搬委託等契約手続きの検討
許認可の取り扱い	各班		所管事務関係の災害時、許認可手続きの確認
市民への広報及び情報発信、相談窓口	災害廃棄物対策	環境衛生課	総務課広報、財務課告知放送との連携方法、相談窓口の設置検討、情報管理方法の検討
		し尿収集	し尿収集広報資料作成
	ごみ処理	ごみ処分	大内CC、仮置場受入広報関係資料作成、申請書作成、便乗ごみ対策 事業系ごみ広報関係資料作成（通常時産廃）
		ごみ収集	生活ごみ収集運搬広報関係資料の作成、不法投棄対策
その他	ごみ処理	ごみ処分	災害廃棄物の選別・処理・再資源化の検討、仮設処理施設の必要性、設置手続きの検討、最終処分場の検討、広域的な処理処分の手続きの検討、留意が必要な災害廃棄物処理の対策

表 2-3-11 初動期（発災直後～数日間）の実施検討内容

実施検討事項	班		実施検討内容
組織体制の確立	各班		職員の被災状況の把握、各班立ち上げ、指揮命令系統の確立、連絡手段の確保、環境衛生課：市災対本部・各班との連携、とりまとめ
全般的な被災状況の把握	災害廃棄物対策	環境衛生課	国・県・市災対本部・各班との連携、被災状況とりまとめ
		し尿収集	避難所開設状況、ライフライン、汲み取り・浄化槽家屋被災状況、委託事業者被災状況、有害・危険物の発生状況
	ごみ処理	ごみ処分	東部溶融CC処理能力の把握、東部溶融CC運転委託業者・応援可能市・一廃許可事業者被災状況、処理困難物の発生状況
		ごみ収集	産廃許可事業者 道路状況、避難所開設状況の把握、委託業者被災状況
処理施設の被災状況の把握	災害廃棄物対策	環境衛生課	国・県・市災対本部・各班との連携、被災状況とりまとめ
		し尿収集	志度CC、市内下水関係処理場
	ごみ処理	ごみ処分	東部溶融CC、応援可能施設（他市）、仮置場候補地
		ごみ収集	産業廃棄物処理施設 大内CCほか、ごみステーション
資機材の被災状況の把握	災害廃棄物対策	環境衛生課	国・県・市災対本部・各班との連携、被災状況とりまとめ、環境部業務関係
		し尿収集	し尿収集
	ごみ処理	ごみ処分	東部溶融CC被災時継続運転用、仮置場関係
		ごみ収集	収集運搬関係
緊急で行う事項の把握	各班		各班：緊急対応事項の把握、環境衛生課：とりまとめ、関係機関との連絡調整
国・県・他都市、自衛隊等との連携	各班		各班：人員・資機材の応援検討・受援体制整備、環境衛生課：とりまとめ・調整・応援要請
民間事業者との連携体制の確立	各班		各班：協定締結事業者（団体）等へ協力要請・受援体制整備、環境衛生課：とりまとめ・関係機関との連絡調整
ボランティアとの連携	ごみ収集班		ごみの出し方、分別方法等の周知、広報
緊急性の高い災害廃棄物等の処理	災害廃棄物対策	環境衛生課	関係機関との連絡調整
		し尿収集	仮設トイレの確保運用
	ごみ処理	ごみ処分	東部溶融CC施設・委託事業者車両の安全性、利用可否の確認・補修、避難所ごみ・生活ごみ・片付けごみの受入方法の確認・周知、仮置場の選定（初動） 腐敗性廃棄物等の事業系災害廃棄物処理への対応
		ごみ収集	大内CC・車両の安全性・利用可否の確認・補修、収集運搬ルートの被災状況整理、収集運搬ルート検討、散乱している災害廃棄物の撤去（関係部との連携）、避難所ごみ・生活ごみ・片付けごみの収集運搬・分別方法の確認・周知、悪臭・害虫・感染性廃棄物への対応、片付けごみの一時集積場の設置
市民等への広報、相談窓口の設置	災害廃棄物対策	環境衛生課	とりまとめ、総務課広報との連携
		し尿収集	し尿収集
	ごみ処理	ごみ処分	家庭系ごみ処分、事業系ごみ処分（一廃）、仮置場、自己搬入、資源回収
		ごみ収集	事業系ごみ処理（産廃） 家庭系ごみ収集運搬、個別収集

表 2-3-12 応急対応期（発災後数日間～2週間程度）の実施検討内容

実施検討事項	班		実施検討内容
災害廃棄物の選別・処理・再資源化	ごみ処理	ごみ処分	適正処理及び再資源化の推進、危険物・貴重品への対応、害虫・感染症への対応、関係機関との連携
留意が必要な災害廃棄物の処理	ごみ処理	ごみ処分	有害物危険物・津波堆積物のへドロの保管又は早期の処分、安全対策の徹底 PCB等の適切な処理
		ごみ収集	有害物危険物・津波堆積物のへドロの早期の回収、安全対策の徹底
避難所ごみ、生活ごみ、し尿の処理	災害廃棄物対策	環境衛生課	とりまとめ
		し尿収集	初動期から継続、仮設トイレの確保運用・適正処理の指導
	ごみ処理	ごみ処分	初動期から継続、東部溶融CC施設・車両の安全性、利用可否の確認・補修、避難所ごみ・生活ごみの計画的な処理実施
		ごみ収集	初動期から継続、大内CC・車両の安全性、利用可否の確認・補修、収集運搬ルート of 被災状況整理、収集運搬ルート検討、避難所ごみ・生活ごみの計画的な収集運搬の実施、悪臭・害虫・感染性廃棄物への対応
市民等への広報、相談窓口の設置	災害廃棄物対策	環境衛生課	とりまとめ、情報の一元化、総務課広報との連携
		し尿収集	し尿収集
	ごみ処理	ごみ処分	家庭系ごみ処分、事業系ごみ処分(一廃)、仮置場、自己搬入、資源回収、便乗ごみ対策、野焼き対策 事業系ごみ処理(産廃)
		ごみ収集	家庭系ごみ収集運搬、個別収集、不法投棄対策

表 2-3-13 復旧復興期（発災後2週間～数年程度）の実施検討内容

実施検討事項	班		実施検討内容
災害廃棄物の選別・処理・再資源化・最終処分	ごみ処理	ごみ処分	応急期から継続実施、適正処理及び再資源化の推進、危険物・貴重品への対応、害虫・感染症への対応、関係機関との連携、最終処分場への配送手続き
広域処理の実施	災害廃棄物対策	環境衛生課	国・県・民間事業者団体等との調整
	ごみ処理	ごみ処分	必要性の検討、受け入れ市町との調整、受け入れ手続き実施 産廃事業者との調整、受け入れ手続き実施
仮設処理施設の設置・運営	災害廃棄物対策	環境衛生課	候補地選定（旧施設の活用含む）
	ごみ処理	ごみ処分 ごみ収集	必要性の検討、仕様の検討、設置手続き、管理運営、解体撤去 収集運搬ルート整理
留意が必要な災害廃棄物の処理	ごみ処理	ごみ処分	有害物危険物・津波堆積物の汚泥の保管又は早期の処分、安全対策の徹底、津波堆積物の復興資材への活用、適切な処理方法の選択 PCB等の適切な処理
		ごみ収集	有害物危険物・津波堆積物の汚泥の早期の回収、安全対策の徹底
避難所ごみ、生活ごみ、し尿の処理	災害廃棄物対策	環境衛生課	とりまとめ
		し尿収集	避難所状況、ライフライン復旧確認、仮設トイレの撤去、平時のし尿体制へ移行
	ごみ処理	ごみ処分	東部溶融CC及び大内CCの早期復旧、代替施設の確保、予算確保
		ごみ収集	避難所状況確認、平時のごみ収集の体制へ移行
市民等への広報、相談窓口の設置	各班		相談窓口の受付の継続、啓発・広報の継続実施
処理事業費の管理	各班		各班：所管事業費の管理、環境衛生課：とりまとめ

## 4 基本方針

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

資料：香川県地域防災計画（地震対策編）（令和2年2月）P181

### 1) 目的・処理の基本

災害廃棄物の処理は、生活環境の改善や早期の復旧・復興を図るため、その適正な処理を確保しつつ、迅速に処理する。

### 2) 処理方法

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、再生利用（リサイクル）によりその減量を図り、最終処分量を低減させる。

### 3) 処理期間

処理期間は、東日本大震災や阪神・淡路大震災の処理期間実績を踏まえ3年以内の処理完了を目指す。

### 4) 処理責任

災害廃棄物は一般廃棄物であり、市が処理責任を有している。

このため、災害廃棄物の処理は市が主体となって、処理方策を検討し実施することが基本であるが、必要に応じ県に広域調整等を要請し、処理の円滑化を図る。

### 5) 処理体制

発生量等の関係で、平時の処理体制（既設の処理施設等）では処理が困難なことが想定される場合は、あらかじめ次の順で広域処理体制の構築を検討しておく必要がある。

①本市単独で処理が困難となる場合に備え、県並びに2市1町（さぬき市、東かがわ市、三木町）、周辺市町等との相互協力体制の整備。

②香川県ごみ処理広域化計画（平成11年3月）で示した連携処理を行う県内ブロック内で他市町への処理協力要請

③②の当該県内ブロック外の県内市町への処理協力及び民間処理施設等での処理協力要請

④県外への処理協力要請（環境省地方環境事務所が中心となり、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画が策定される予定）

## 5 想定を超える災害の場合の対処

災害時において、本市だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県外も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

### 1) 市の応援要請等

市は、県、他市町等に応援を要請する必要があるときは、本部長は、直ちに本部会議を招集し、協議の上、本部長が決定するが、そのいとまがない場合は、本部長が単独で決定する。なお、本部長が不在の場合は、副本部長がその職務を代理する。

#### (1) 他市町に対する応援要請

市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

#### (2) 県に対する応援要請等

市は、市内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認められるときは、県に対して応援（職員派遣を含む。）を求め、又は応急措置の実施を要請する。

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

市は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

#### (3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のための必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関への職員の派遣を要請する。

#### (4) 民間団体等に対する協力要請

市は、市内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

### 2) 応援受入体制の確保

応援等を要請した市は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。

### 3) 他市町等への応援

市は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備す

る。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

## 6 市の役割

災害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）」により、一般廃棄物に区分されることから、基本的には市町が処理の責任を担う。

### 【大規模災害時の基本方針】

- ・市内で発生する（災害廃棄物以外の）ごみやし尿といった一般廃棄物について処理を行う。
- ・平時に策定した災害廃棄物処理計画を踏まえつつ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成する。その際、地域ブロックでの行動計画及び県の災害廃棄物処理の実行計画との整合性に留意する。
- ・被害状況や災害廃棄物発生状況等を継続的に把握しつつ、県と緊密に連携し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に積極的に取り組む。
- ・仮置場や仮設処理施設用地の選定、既存処理施設における災害廃棄物の受入れ（広域的な処理を含む。）に係る住民との調整において、中心的な役割を担う。  
（他市町への「支援」）
- ・被災しなかった又は被災の程度が軽度であった場合、被災市町からの要請に応じた広域的な処理の受入れを行うために住民等との調整等について主体的に取り組む。  
（他市町等からの「受援」）
- ・大規模災害時に、他の市町等から災害廃棄物処理に係る支援を受ける場合には、それらの市町や応援要員等との連絡調整や情報共有等に係る受援体制を確立する。

資料：大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（H27年11月）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）P23-24 一部修正・加筆

## 7 処理主体

災害廃棄物は、一般廃棄物とされていることから、廃棄物処理法第4条第1項の規定により、市町村が第一義的に処理の責任を負う。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14（事務の委託）の規定により、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができるとされ、本市が地震や津波等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、県に事務委託を行うこととする。

過去の災害廃棄物処理事例では、一般廃棄物処理事業者団体、産業廃棄物処理事業者団体、建設事業者団体、解体事業者団体等の民間事業者団体が災害廃棄物処理に果たす役割が大きかったことを踏まえ、平時から災害支援協定を締結しておくよう努める。

## 8 災害廃棄物における本市の特性

### 1) 基礎的特性

本市の地域特性を踏まえた災害廃棄物処理における留意点は、次のとおりとなる。

- ・本市の地勢や市街地形成の状況を踏まえるとL2（ケース2）時には津波の襲来などにより一部地区間のアクセスが崩壊する可能性があり、災害廃棄物の運搬や仮置場整備に際しては、アクセスの確保に留意する必要がある。
- ・本市では、ごみの中間処理業務を2市1町（さぬき市、東かがわ市、三木町）で構成する香川県東部清掃施設組合において共同処理を行っていることから、災害廃棄物処理事務の実施に際しては、2市1町（さぬき市、東かがわ市、三木町）及び近隣自治体との連携を図る必要がある。
- ・本市には、廃棄物の収集運搬業者が存在し、また産業廃棄物の中間処理を行う業者もいることから、災害廃棄物処理に際しては、これらの民間のノウハウや資材等の活用を検討しておくことが有効である。

### 2) ごみ処理体系

#### (1) 収集・運搬

##### ①分別収集区分

本市の分別収集区分、収集回数、排出方法を表2-8-1に示す。

表2-8-1 分別収集区分、収集回数、排出方法

区分		内容	収集回数	排出方法	
収集ごみ	可燃ごみ	生ごみ、木くず等	週2回	指定ごみ袋で排出	
	不燃ごみ	金属類、瀬戸もの、ガラス類（乾電池除く）	原則月2回	内容物毎に束ねるか、袋に入れる	
	(スプレー缶)	スプレー缶、ライター	原則月2回	専用の収集ネット袋に入れる	
	(水銀含有ごみ)	蛍光灯、乾電池等	原則月2回	購入時の箱に入れる 専用の収集ネット袋に入れる	
	粗大ごみ	机、布団、扇風機、タンスなど 一辺が40cm以上の製品	個別収集 (有料)年1回	原則大内クリーンセンターへ直接持込	
	資源ごみ	缶類	スチール缶、アルミ缶	原則月2回	収集ネット袋に入れる
		ビン類	無色ビン、茶色ビン、その他の色のビン	原則月2回	収集カゴに入れる
		紙類	紙パック、段ボール、新聞、雑誌	原則月2回	ひもで束ねる
ペットボトル		—	原則月2回	収集ネット袋に入れる	

資料：東かがわ市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）P3-14



## ②収集運搬体制

本市における委託または許可業者の収集運搬機材を表 2-8-2 に示す。

表 2-8-2 収集運搬機材

委 託		許 可	
車 種	台数 (台)	車 種	台数 (台)
2t～4t パッカー車	26	2t～4t パッカー車	49
6t パッカー車	1	6t パッカー車	3
2t 平ボディ	4	2t 平ボディ	3
2t ダンプトラック	5	2t ダンプトラック	5
4t コンテナ	6	4t ダンプトラック	1
10t コンテナ	1	4t コンテナ	4
2t キャブオーバー	2	8t コンテナ	1
軽キャブオーバー	5	12t コンテナ	1
軽トラック	4	2t アームロール車	1
バン	3	4t アームロール車	5
軽アームロール	1	10t アームロール車	1
		2t～4t キャブオーバー	7
		軽キャブオーバー	5
		軽トラック	20
		バン	4
合 計	58	合 計	110

資料：東かがわ市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）P3-15

## ③収集ごみ

令和元年度のごみ収集実績は、収集ごみ可燃ごみ 5,923t、収集ごみ不燃ごみ 298t、収集ごみ資源ごみ 570t、合計 6,791t である。表 2-8-3 にごみ収集実績の推移を示す。

表 2-8-3 ごみ収集実績の推移

区分/年度		単位	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	
行政区内人口		人	35,101	34,662	34,243	33,968	33,368	32,778	32,218	31,788	31,258	30,653	30,048	
計画収集人口		人	35,101	34,662	34,243	33,968	33,368	32,778	32,218	31,788	31,258	30,653	30,048	
自家処理人口		人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
年間	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	6,448	6,525	6,661	6,539	6,495	6,536	6,412	6,071	5,950	5,903	5,923
		不燃ごみ	t/年	657	460	409	430	374	317	321	333	306	299	298
		資源ごみ	t/年	1,187	1,128	1,111	960	1,048	950	873	743	696	628	570
		粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	t/年	8,292	8,113	8,181	7,929	7,917	7,803	7,606	7,147	6,952	6,830	6,791
	直接搬入ごみ	可燃ごみ	t/年	368	318	297	270	265	242	253	287	213	225	233
		不燃ごみ	t/年	56	58	49	55	44	26	29	32	18	19	21
		資源ごみ	t/年	82	65	71	54	54	51	51	45	43	47	46
		粗大ごみ	t/年	136	135	136	140	142	139	120	95	90	144	143
		計	t/年	642	576	553	519	505	458	453	459	364	435	443
	合計	可燃ごみ	t/年	6,816	6,843	6,958	6,809	6,760	6,778	6,665	6,358	6,163	6,128	6,156
		不燃ごみ	t/年	713	518	458	485	418	343	350	365	324	318	319
		資源ごみ	t/年	1,269	1,193	1,182	1,014	1,102	1,001	924	788	739	675	616
		粗大ごみ	t/年	136	135	136	140	142	139	120	95	90	144	143
		計	t/年	8,934	8,689	8,734	8,448	8,422	8,261	8,059	7,606	7,316	7,265	7,234
	許可収集可燃	t/年	2,083	2,071	2,165	2,055	2,100	2,155	2,114	2,234	2,394	2,375	2,304	
	災害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	集団回収	t/年	328	339	307	287	270	302	317	331	347	307	322	
ごみ総排出量	t/年	11,345	11,099	11,206	10,790	10,792	10,718	10,490	10,171	10,057	9,947	9,860		
1人1日当たり	収集ごみ	可燃ごみ	g/人・日	503.3	515.7	532.9	526.0	533.3	546.3	543.8	523.2	521.5	527.6	538.6
		不燃ごみ	g/人・日	51.3	36.4	32.7	34.6	30.7	26.5	27.2	28.7	26.8	26.7	27.1
		資源ごみ	g/人・日	92.6	89.2	88.9	77.2	86.0	79.4	74.0	64.0	61.0	56.1	51.8
		粗大ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		計	g/人・日	647.2	641.3	654.5	637.8	650.0	652.2	645.0	616.0	609.3	610.5	617.5
	直接搬入ごみ	可燃ごみ	g/人・日	28.7	25.1	23.8	21.7	21.8	20.2	21.5	24.7	18.7	20.1	21.2
		不燃ごみ	g/人・日	4.4	4.6	3.9	4.4	3.6	2.2	2.5	2.8	1.6	1.7	1.9
		資源ごみ	g/人・日	6.4	5.1	5.7	4.3	4.4	4.3	4.3	3.9	3.8	4.2	4.2
		粗大ごみ	g/人・日	10.6	10.7	10.9	11.3	11.7	11.6	10.2	8.2	7.9	12.9	13.0
		計	g/人・日	50.1	45.5	44.3	41.7	41.5	38.3	38.4	39.6	31.9	38.9	40.3
	合計	可燃ごみ	g/人・日	532.0	540.8	556.7	547.7	555.1	566.5	565.2	548.0	540.2	547.7	559.8
		不燃ごみ	g/人・日	55.7	41.0	36.6	39.0	34.3	28.7	29.7	31.5	28.4	28.4	29.0
		資源ごみ	g/人・日	99.0	94.3	94.6	81.5	90.4	83.7	78.4	67.9	64.8	60.3	56.0
		粗大ごみ	g/人・日	10.6	10.7	10.9	11.3	11.7	11.6	10.2	8.2	7.9	12.9	13.0
		計	g/人・日	697.3	686.8	698.8	679.5	691.5	690.5	683.4	655.5	641.2	649.3	657.8
	許可収集可燃	g/人・日	162.6	163.7	173.2	165.3	172.4	180.1	179.3	192.5	209.8	212.3	209.5	
	災害ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	集団回収	g/人・日	25.7	26.8	24.6	23.1	22.2	25.2	26.9	28.5	30.4	27.4	29.3	
ごみ総排出量	g/人・日	885.6	877.3	896.6	867.9	886.1	895.9	889.6	876.6	881.5	889.1	896.6		
1日当たり	収集ごみ	可燃ごみ	t/日	17.67	17.88	18.25	17.87	17.79	17.91	17.52	16.63	16.30	16.17	16.18
		不燃ごみ	t/日	1.80	1.26	1.12	1.17	1.02	0.87	0.88	0.91	0.84	0.82	0.81
		資源ごみ	t/日	3.25	3.09	3.04	2.62	2.87	2.60	2.39	2.04	1.91	1.72	1.56
		粗大ごみ	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		計	t/日	22.72	22.23	22.41	21.66	21.68	21.38	20.78	19.58	19.05	18.71	18.55
	直接搬入ごみ	可燃ごみ	t/日	1.01	0.87	0.81	0.74	0.73	0.66	0.69	0.79	0.58	0.62	0.64
		不燃ごみ	t/日	0.15	0.16	0.13	0.15	0.12	0.07	0.08	0.09	0.05	0.05	0.06
		資源ごみ	t/日	0.22	0.18	0.19	0.15	0.15	0.14	0.14	0.12	0.12	0.13	0.13
		粗大ごみ	t/日	0.37	0.37	0.37	0.38	0.39	0.38	0.33	0.26	0.25	0.39	0.39
		計	t/日	1.75	1.58	1.50	1.42	1.39	1.25	1.24	1.26	1.00	1.19	1.21
	合計	可燃ごみ	t/日	18.68	18.75	19.06	18.61	18.52	18.57	18.21	17.42	16.88	16.79	16.82
		不燃ごみ	t/日	1.95	1.42	1.25	1.32	1.14	0.94	0.96	1.00	0.89	0.87	0.87
		資源ごみ	t/日	3.47	3.27	3.23	2.77	3.02	2.74	2.52	2.16	2.02	1.85	1.68
		粗大ごみ	t/日	0.37	0.37	0.37	0.38	0.39	0.38	0.33	0.26	0.25	0.39	0.39
		計	t/日	24.47	23.81	23.91	23.08	23.07	22.63	22.02	20.84	20.04	19.90	19.77
	許可収集可燃	t/日	5.71	5.67	5.93	5.61	5.75	5.90	5.78	6.12	6.56	6.51	6.30	
	災害ごみ	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	集団回収	t/日	0.90	0.93	0.84	0.78	0.74	0.83	0.87	0.91	0.95	0.84	0.88	
ごみ総排出量	t/日	31.08	30.41	30.68	29.47	29.56	29.36	28.66	27.87	27.55	27.25	26.94		

資料：東かがわ市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）P3-4

## (2) 処理施設

### ①大内クリーンセンターの概要

大内クリーンセンターの概要を表 2-8-4 に示す。

大内クリーンセンターはごみの積替え、保管、中継及び中間処理を行うストックヤード設備、管理棟で構成される。平成 23 年度に旧焼却施設の解体撤去及びストックヤード等の施設整備を行い、現在に至る。

表 2-8-4 大内クリーンセンターの概要

施設名称	大内クリーンセンター
所在地	東かがわ市川東 1513 番地 3
稼働開始	昭和 59 年 3 月
ストックヤード設備 (処理内容・処理能力)	切断機 (粗大ごみの切断 : 4 t / 5 h)

資料 : 東かがわ市一般廃棄物処理基本計画 (令和 3 年 3 月) P3-16

### ②香川東部再資源化センターの概要

香川東部再資源化センターの概要を表 2-8-5 に示す。

平成 26 年 4 月から香川東部再資源化センターが整備され、東かがわ市とさぬき市において、それぞれ実施してきた缶・ビンのリサイクルを一括で処理し、資源化している。

表 2-8-5 香川東部再資源化センターの概要

施設名称	香川東部再資源化センター
所在地	香川県さぬき市長尾東 3100 番地 1
処理方式	缶類、ビン類の資源化
稼働開始	平成 26 年 4 月
処理能力	缶類:0.8t/日 ビン類:2.9t/日 計 3.7t/日
処理対象区域	東かがわ市、さぬき市

資料 : 東かがわ市一般廃棄物処理基本計画 (令和 3 年 3 月) P3-16

### ③香川東部溶融クリーンセンターの概要

本市で発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及びペットボトルは、2市1町（さぬき市、東かがわ市、三木町）で構成する香川県東部清掃施設組合の施設で共同処理を行っている。

香川東部溶融クリーンセンターの概要を表 2-8-6 に示す。

溶融処理により発生するスラグ及びメタルは全量資源化を行っており、飛灰（集じん灰）についても平成 15 年度から業者委託による資源化（金属回収・製錬原料化）を行っているため、施設から発生する残さとして最終処分を行うものは一切ない。

表 2-8-6 香川東部溶融クリーンセンターの概要

施設名称	香川東部溶融クリーンセンター
所在地	香川県さぬき市長尾東 3013 番地
敷地面積	約 17,200m <sup>2</sup>
ごみ溶融処理施設	
処理方式	全連続高温溶融方式
稼働開始	平成 9 年 6 月（3号炉:平成 14 年 4 月稼働）
処理能力	210t/日（70t/24h×3炉）
処理対象物	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ
余熱利用設備	廃熱ボイラ、蒸気タービン発電機（1,600kW+1,100kW）
排ガス処理設備	バグフィルタ、乾式消石灰吹込方式（脱HCl）、尿素吹込方式（脱NOx）、活性炭吹込方式（脱ダイオキシン類）
灰処理設備	薬剤処理、セメント固化方式及び集じん灰搬送方式
粗大ごみ粗破碎機	10t/5h
リサイクルセンター	
処理方式	ペットボトルの圧縮梱包
稼働開始	平成 14 年 4 月
処理能力	0.8t/日（5h）
処理対象区域	東かがわ市、さぬき市、三木町

資料：東かがわ市一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年 3 月）P3-17

### 3) し尿・浄化槽汚泥

#### (1) 収集・運搬

##### ① し尿及び浄化槽汚泥収集量

令和元年度のし尿及び浄化槽汚泥収集量実績は、し尿 1,621kL/年、浄化槽汚泥 4,425kL(内、集落排水施設処理汚泥 347kL/年)、合計 6,046kL/年である。表 2-8-7 にし尿及び浄化槽汚泥収集量の実績の推移を示す。

表 2-8-7 し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績の推移

区分/年度		単位	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
発生 原単位	し尿	L/人・日	1.03	0.97	1.03	0.79	0.87	0.94	0.89	0.92	0.91	0.82	1.96
	浄化槽汚泥	L/人・日	0.41	0.38	0.38	0.41	0.45	0.43	0.49	0.45	0.47	0.53	0.48
	浄化槽汚泥(合併+単独)	L/人・日	0.41	0.37	0.38	0.39	0.41	0.42	0.46	0.43	0.46	0.51	0.48
	集落排水施設処理汚泥	L/人・日	0.46	0.47	0.39	0.49	0.77	0.54	0.65	0.61	0.54	0.67	0.45
	公共下水道処理汚泥	L/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
日平均収集量		kL/日	18.67	16.91	17.36	16.30	17.24	16.75	17.33	16.28	16.20	16.60	16.52
	し尿	kL/日	7.90	7.19	7.64	6.42	6.27	5.99	5.45	5.32	4.94	4.64	4.43
	浄化槽汚泥	kL/日	10.77	9.72	9.72	9.88	10.97	10.76	11.88	10.96	11.26	11.96	12.09
	浄化槽汚泥(合併+単独)	kL/日	9.48	8.39	8.63	8.50	8.81	9.28	10.10	9.35	9.83	10.53	11.14
	集落排水施設処理汚泥	kL/日	1.29	1.33	1.09	1.38	2.16	1.48	1.78	1.61	1.43	1.43	0.95
	公共下水道処理汚泥	kL/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
年収集量		kL/年	6,815	6,175	6,358	5,954	6,293	6,115	6,341	5,942	5,914	6,056	6,046
	し尿	kL/年	2,885	2,625	2,798	2,345	2,289	2,186	1,994	1,940	1,802	1,692	1,621
	浄化槽汚泥	kL/年	3,930	3,550	3,560	3,609	4,004	3,929	4,347	4,002	4,112	4,364	4,425
	浄化槽汚泥(合併+単独)	kL/年	3,459	3,063	3,160	3,104	3,217	3,387	3,695	3,414	3,589	3,843	4,078
	集落排水施設処理汚泥	kL/年	471	487	400	505	787	542	652	588	523	521	347
	公共下水道処理汚泥	kL/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：東かがわ市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）P5-3

##### ② 収集運搬体制

現在、本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、し尿は委託業者により行っており、浄化槽汚泥は許可業者により行っている。し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬機材を表 2-8-8 に示す。

表 2-8-8 収集運搬機材

収集運搬機材*	
車種	台数(台)
2kLバキューム車	4
4kLバキューム車	5
10kLバキューム車	5
合計	14

\*車両は全て委託・許可兼用

資料：東かがわ市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）P5-4

## (2) 処理施設

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥及び農業集落排水施設<sup>※1</sup>から発生する汚泥の処理は、大川広域行政組合し尿処理施設（大川広域志度クリーンセンター）で行っている。表 2-8-9 にし尿処理施設の概要を示す。

※1：西山地区、水主下地区、白鳥地区を除く。

表 2-8-9 し尿処理施設の概要

項 目		内 容
施設名		大川広域志度クリーンセンター
敷地面積		19,589 m <sup>2</sup>
施設所在地		香川県さぬき市小田 2600 番地 3
計画処理能力		80kL/日（し尿 42kL/日、浄化槽汚泥 38kL/日）
建設経過	竣工	平成 12 年 4 月 1 日
処理方式		膜分離高負荷生物脱窒素処理方式
運営管理		大川広域行政組合
処理対象区域		さぬき市、東かがわ市

資料：東かがわ市一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年 3 月）P5-6